

釧路市湿原展望台遊歩道における獣害対策事業（全自動ドローン導入）業務委託
に係る企画提案募集要項

1 事業目的

本事業は、釧路市湿原展望台遊歩道（以下、「遊歩道」という。）周辺において、近年、増加傾向にあるヒグマ等の出没情報に対応した遊歩道利用者や職員の安全対策を目的に、遊歩道の安全点検やヒグマ出没時における利用者の避難誘導など、先進技術である全自動ドローン（以下、「ドローン」という。）を活用してヒグマ等の位置情報や行動を効率的に把握し、安全かつ迅速な獣害対策を確立する。

2 業務内容

別紙「釧路市湿原展望台遊歩道における獣害対策事業（全自動ドローン導入）業務委託仕様書」のとおり。

3 実施期間

実施期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 参加資格要件

（１） 公募型プロポーザル方式に参加することができる者は、単独企業又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。ただし、１つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

（２） 単独企業及びコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ア 北海道内に本店、支店又は営業所を有していること。

イ ドローンを活用した獣害対策関連業務の受注実績を有する者であること。ただし、コンソーシアムを組成する場合には、ドローンを活用した獣害対策関連業務の受注実績を有する者を含むこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

オ 法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事業所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税）について、未納がないこと。

カ 釧路市暴力団排除条例第2条に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。

キ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。また、

コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

5 企画提案に係る手続き

(1) 参加表明書の作成及び提出方法

ア 提出書類

- ・参加表明書（単独企業の場合は様式第1号の1を用い、コンソーシアムの場合は様式第1号の2を用いるものとする）
- ・会社概要（様式第2号）

イ 提出期間

令和7年7月1日から令和7年7月8日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

ウ 提出先

郵便番号 085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市産業振興部観光振興室観光振興係（担当：岡田、久保下、三原）

電話：0154-31-4549

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）によることとしFAXによるものは受け付けない。
なお、郵送により提出する場合においては、提出期間内に提出先に必着のこと。

(2) 企画提案書作成及び提出方法

参加表明書及び関係書類（以下、「参加表明書等」という。）による参加資格の要件審査の適否については参加資格要件審査結果通知書（様式第3号）により通知する。参加資格が適合と判定された者（以下、「資格適合者」という。）は企画提案書を作成し提出することができる。

ア 提出書類

- ・企画提案書（単独企業の場合は様式第4号の1を用い、コンソーシアムの場合は様式第4号の2を用いるものとする）
- ・見積書（様式任意）
- ・会社概要（様式任意）
※その他企画提案を説明する補足資料があれば添付可とする。（任意様式）

イ 提出部数

正本1部 副本8部

ウ 提出期間

令和7年7月14日から令和7年7月25日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

エ 提出先

上記5-(1)-ウに同じ。

オ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）によることとしFAXによるものは受け付けない。
なお、郵送により提出する場合においては、提出期間内に提出先に必着のこと。

カ 企画提案書の様式記載事項

別紙「釧路市湿原展望台遊歩道における獣害対策事業（全自動ドローン導入）業務委託 仕様書」は、業務の概要や手法、委託者が業務の成果として求める最低限の内容を参考として提示するものであり、提案者の提案を制限するものではない。

（３） 企画提案書の提出にあたっての留意事項

- ア 提出された企画提案書は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、変更しようとする場合には、提出された書類一式を一旦持ち帰り、あらためて企画提案書及び関係書類一式を提出すること。
- イ 提出期限を過ぎた後は、企画提案書及び関係書類の変更はできない。
- ウ 理由の如何を問わず、企画提案書の提出期限の延長は行わない。
- エ 副本8部については、提案事業者を特定できる表現(たとえば、会社名など)はすべて黒塗りにするなどして特定できないように加工すること。

（４） 失格となる資格適合者

資格者適合者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、その者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- ア 企画提案書及び関係書類が提出期限までに提出されない場合。
- イ 提出された全ての書類内容に虚偽の記載があった場合。
- ウ 本募集要項４に定める参加資格要件を満たしていない、若しくは満たすことができなくなった場合。
- エ その他、本募集要項の定めに反した場合。
- オ 本件に関して不正行為等があった場合。

（５） 無効となる企画提案書等

企画提案書による要件審査において、提出された企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。なお、無効と判断された場合は、企画提案書要件審査結果通知書（様式第５号）により通知する。

- ア 提出方法が本募集要項に適合しない場合。
- イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しない場合。
- ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
- エ 虚偽の内容が記載されている場合。

（６） その他

- ア 使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本国通貨とする。
- イ 参加表明書等、企画提案書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加表明書等、企画提案書は、市は提出者に無断で使用しない。
- エ 提出された参加表明書等、企画提案書は、返却しない。

オ 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

6 本プロポーザルに関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成、提出に係る質問のみとし、様式第6号により電子メールまたはFAXにて受け付ける。ただし、評価及び審査に係る質問は一切受けつけない。

(2) 提出先

上記5-(1)-ウに同じ。

(3) 提出方法

質問は電子メールによるものとする。なお、質問者は必ず着信したことを確認すること。

(4) 受付期間

令和7年7月14日から令和7年7月17日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に、令和7年7月21日までに電子メールで送信するものとする。

ただし、質問又は回答の内容は質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者対してのみ回答する。

7 企画提案書の評価及び審査方法

(1) 審査方法

ア 企画提案書等の審査は、プロポーザル審査委員会において行うものとする。

イ 参加表明書等による要件審査

本プロポーザルへの参加資格については、提出された参加表明書等により参加資格要件を確認し、適否を判定する。参加資格適合と判定された者（以下、「資格適合者」という。）に対しては、書面（様式第3号）によりその旨を通知し、企画提案書の提出を要請する。この審査において非適合と判定された者に対しては、書面（様式第3号）によりその旨を通知する。

ウ 企画提案書による要件審査

資格適合者により提出された企画提案書について、別紙「釧路市湿原展望台遊歩道における獣害対策事業（全自動ドローン導入）業務委託 仕様書」及び募集要項5(5)の基準に基づき要件審査を行う。この審査において、企画提案書が無効と判定された者については、書面（様式第5号）によりその旨を通知する。

エ 企画提案書による内容審査

プロポーザル審査委員会において、企画提案書の内容審査を行い、最優秀提案事業者を選定し、プレゼンテーションの機会を設ける。

(2) 評価項目及び基準等

評価項目		評価基準	配点	評価点数			
				優	良	可	不可
実施体制・業務遂行能力		・業務を遂行する上で、必要な専門知識・技術、相応しい業務実績を有しているか	10	10	5	2	0
		・業務を円滑に遂行するのに十分な業務実施体制が整っているか	10	10	5	2	0
		・スケジュールは業務の確実な実施が見込めるものとなっているか	5	5	3	1	0
企画提案内容	共通	・事業の目的、趣旨を十分に踏まえた具体的で実効性の高い企画提案がなされているか	10	10	5	2	0
		・事業で実施する安全対策の内容は、遊歩道利用者及び管理者の安全や社会受容性等が十分考慮された内容となっているか。	10	10	5	2	0
		・提案内容は、釧路地域及び釧路湿原国立公園特有の自然環境や野生動物等への影響など十分理解した上で適切な提案となっているか	10	10	5	2	0
	ドローン導入・運用システム構成	・遊歩道利用者の安全や管理者の負担軽減を十分考慮した上で適切なドローン機器等の導入提案となっているか	10	10	5	2	0
		・ドローン機器・システム利用の保守体制は、十分な内容となっているか	5	5	3	1	0
	ドローン導入支援・サポート体制	・遊歩道管理者の持続的なドローン運用を実現するために、管理者が十分な基礎知識・実践的な技術を習得できる提案内容となっているか。	5	5	3	1	0
		・ドローン導入後、ドローン運用及び技術サポートなどが十分な内容となっているか	5	5	3	1	0
	業務効率化への寄与	・提案内容は、獣害対策における遊歩道管理者の負担軽減や持続的な運用として業務効率化が図られる提案となっているか	10	10	5	2	0
プレゼンテーション及びヒアリング		・説明に説得力があり、業務に対する意欲を感じられるか	5	5	3	1	0
経費積算の妥当性		・提案内容に対する積算金額は妥当か。また、経費内訳は明確かつ適切に記載されているか	5	5	3	1	0
合 計			100点				

8 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明に関する事項

(1) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求

参加資格要件を満たさない場合を非適合と言い、本募集要項5（5）で示す項目に該当した場合を無効と言い、またプロポーザル審査委員会の選定結果を踏まえ当該委託業務の内容に適すると認められる事業者に特定されなかった場合を非特定と言うこととする。

非適合、無効、非特定と判断された者は、それぞれ、通知書に記載された説明要求書提出期限までに書面（任意様式）により担当部署に対してそれぞれの理由の説明を求めることができる。

(2) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求書の提出方法等

ア 提出先

上記5-（1）-ウに同じ。

イ 提出方法

書面（任意様式）によるものとする。

ウ 受付期間

説明を求めることができる期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
9時から17時まで。

(3) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求に対する回答

説明要求に対する回答は、説明を求めることができる最終期日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含まない）に要求者に対し書面により行う。

9 業務委託契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手方として特定

最優良提案事業者を審査委員会において選定し、市長はこの選定結果を踏まえ、最も適すると認められる事業者を特定し、その事業者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手方とする。なお、事業者の特定結果については、事業者特定結果通知書（様式第7号）により通知する。

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、原則として、特定者の提案した企画提案書内に記載された見積額の金額とする。

(3) 業務委託契約内容等

本業務委託契約は、業務委託契約書によるものとする。

(4) 委託料の支払い

委託業務に関する委託料の支払いについては、原則一括精算払いとする。ただし、必要のある場合は、市と特定者との協議により定めた支払計画に基づき分割払いや前払金も可とする。

10 スケジュール（予定）

7月	8日	参加表明書提出締切
7月	11日	企画提案募集開始
7月	25日	企画提案書提出締切
7月	30日	審査委員会（プレゼンテーション審査）
8月	上旬	契約

11 事務局

釧路市産業振興部観光振興室観光振興係 岡田、久保下、三原
〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
電話：0154-31-4549 F A X：0154-31-4203
e-mail：ka-kankou@city.kushiro.lg.jp